

2007年4月に向けての「暫定対応」に関する
日本郵政公社の基本的考え方

平成16年11月30日
日本郵政公社

公社としては、政府の基本方針を極力早期に実現することを基本スタンスとし、その具体化につき、鋭意努力して来ております。その観点から、今般の情報システム検討会議における検討に関し、ベンダーによる分析結果も踏まえ、公社の基本的考え方を率直に述べさせていただきます。

1. 民営化・分社化には、少なくとも最低必要な経営要件を整える必要があり、2007年4月分社化は、経営に責任を持つ公社の立場からは、「選択可能なオプション」とすることには無理があると判断している。実務対応の観点からは、自立した経営に最低限必要なシステム構築を行う、所謂「本格対応」により、2009年4月から民営化・分社化を実施するほうが望ましいと考える。

2007年4月に民営化・分社化を実施するため、郵便局業務の基盤となる情報システムの開発対象を大幅に絞り込む、所謂「暫定対応」については、以下の問題がある。

「システム開発に伴うリスク」があまりにも大きい

- ・「暫定対応」においては、国民生活のインフラとなる郵便局業務を支える情報システム、特に郵貯の勘定系システムを短期間のうちに改修しなければならないため、2002年4月の「みずほ銀行」型のシステムトラブルが起こるリスクが少なからず存在する点も、大きな問題

仮に、システム開発が幸いに目立ったトラブルなく間に合ったとしても、多くの問題点がある

- ・自立した民間会社として必要な決算事務や規制対応等ができない可能性
- ・情報システム面から見て経営支援機能が乏しく、マネジメントに多大な制約
- ・特に、窓口ネットワーク会社は新たなコンセプトにより設立される

会社であり、自社の情報システム構築が 2007 年 4 月までに間に合わない。このため、法令・規制遵守面、経営支援面双方において問題となる部分が多い。

リスクが民間会社ではとれないほど大きく、リスク回避策も明確でないため、システム会社が開発を受託するか疑問。仮に受託したとしても極めて高コストとなるおそれ

【参考】ベンダーから提示され情報システム検討会議に説明した本プロジェクトの主な特徴

- ・ システム開発期間：2005 年 7 月初～2007 年 3 月末（21 ヶ月間）
- ・ 工数：約 42,000 人月 平均約 2000 人、ピーク時約 5000 人（公社本社全職員の約 2 倍）の大プロジェクト
- ・ 現行システム規模：約 6,400 万ステップ（国内最大規模）
- ・ 導入対象拠点数：約 24,000 拠点（国内最大規模）
- ・ システム利用窓口担当職員数：約 80,000 人

2. 郵政民営化情報システム検討会議が、こうした公社の判断及び多くの懸念事項を踏まえても、なお政府方針通り 2007 年 4 月には「暫定対応」で対応すべきと判断される場合には、経営に責任を持つ公社が、想定されるリスクを管理可能で、許容できる範囲内に抑えることができるよう、公的に少なくとも以下のような条件を満たすセーフガードを設けていただくことが前提となるものとする。

必要最低限の開発期間を確保するため、公社外で決定されるシステム開発に必要な業務要件を、2005 年 6 月末までに確定する。その後、変更は、許容できるものを除き原則行なわないこと

- ・ 公社は、確定が必要な業務要件の詳細なリストを、明年 3 月に予定されている法案国会提出時までに取りまとめて、準備室に提出。準備室では、関係省庁と協力して、政省令、省庁ガイドライン等、システム開発に必要な業務要件確定に必要な手当てを、6 月末までに行なう。

新システムへの切替直前における稼働の適否に関する判定会議で、稼働開始が適当でないとは判断された場合に、システム切替の延期ができるセーフティネットを担保する仕組みを設けること

- ・ 4万2千人月に及ぶ大プロジェクトを21ヶ月という短期間で実施するため、新システム切替直前のテスト等で、稼働に必要なシステム品質が実現されていないと判断される事態が起こるケースも想定しておくことが必要。2007年4月の民営化・分社化実施について法律上、弾力条項が設けられていない場合には、欠陥システムのまま、稼働入りを余儀なくされ、システムトラブル等を発生させ、お客さまに多大な迷惑をお掛けすることになる恐れが大きい。

「暫定対応」により、2007年4月に民営化・分社化を実現するとしても、必要な多くの主要なシステム開発を先送りすることになるため、民営化会社として遵守すべき関係法令や金融庁による規制等を遵守することができなくなる可能性が高い。その結果として、新会社が民営化後、直ちに法令違反等の状態に陥ることを回避するため、公的に必要な経過措置等を講じていただくこと

- ・ 暫定対応では、法令、当局の規制・検査ガイドライン、企業会計原則の遵守等、各面で問題が発生する恐れが存在。また、手作業負担の増大を含む暫定対応コストが嵩むほか、新規ビジネスのためのシステム開発も困難となるため、イコールフットイング（「コインの両面」）の観点から納税等、新たなコストの賦課についても、別途の配慮が必要と考える。

上記 の遵守状況の監視及び のシステム稼働の適否の判定を行ない、政府に必要な助言を行なう機関として、情報システム検討会議の先生方を中心とする、中立的な専門家からなる第三者機関を継続すること